

公 示 日 : 2021年9月8日

調達管理番号 : 21a00562

国 名 : ザンビア国

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : ザンビア国市場志向型稲作振興プロジェクト (試験圃場施工監理)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 試験圃場施工監理

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2021年10月下旬から2022年1月下旬まで

(2) 業務M/M : 現地1.70 P/M、国内0.30 P/M、合計2.00 P/M

(3) 業務日数 :

国内準備期間	現地業務期間	国内整理期間
3日間	51日間	3日間

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 10月1日(金)(12時まで)

(4) 提出方法 : 電子データのみ。専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年10月14日(木)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、
契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

①業務実施の基本方針

16点

②業務実施上のバックアップ体制等

4点

(2) 業務の実施方針等 :

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
	(計100点)

類似業務	灌漑田整備に係る業務
対象国／類似地域	アフリカ地域／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：当国の入国の際に義務づけられている予防接種はありません。

6. 業務の背景

(1) 経緯

ザンビアの労働力人口の約67%¹が農業に従事しており、農業部門のGDPは9.8%²を占める。ザンビアでは長年、主食であるメイズ生産者に対する偏重した農業政策³を行っており、2017年度の農業部門の予算の69.9%⁴がこのメイズ農家向け支援に充てられて、農業部門の財政を大きく圧迫している。

ザンビアにおけるコメの消費は都市部を中心に増加傾向にあるが、栽培技術や収穫後処理が未熟なため、生産性は全国平均で1.16t/ha⁵と低く、この数字は隣国マラウイの1.92t/ha、ジンバブエの2.26t/haより低位である。現在の国内供給量（約47,500トン）では国内需要（約62,500⁶トン）を賄えず、不足量は近隣国や東南アジアからの輸入に依存している。

ザンビア農業省がJICAとともに実施した本事業の前フェーズ、技術協力プロジェクト「ザンビアコメ普及支援プロジェクト」、(以下「前フェーズ協力」)では、農業省試験場でのイネの試験・研究の基盤整備、栽培ガイドラインなどの稲作普及教材の体系化、カスケード式普及手法を利用した関係者（マスター指導員、農業普及員、デモ圃場を管理する篤農家）に対する能力向上を目的とした研修プログラムを提供した。この結果、5,000人を超える関係者が稲作技術を習得するに至り、前フェーズ協力は所期の成果を収めた。ただし、①作成

¹ 出典：2019 (Aregheore, Eroarome Martin. Country Pasture/ Forage Resource Profiles, FAO)

² 2006年から2015年の平均値。(出典：Seventh National Development Plan 2017-2021, Ministry of National Development Planning of Zambia, 2017)

³ ①農家による種子と肥料の購入を補助する農家投入剤補助プログラム (Farmer Input Support Programme: FISP)、②収穫されたメイズを食糧備蓄庁が買い取る戦略的食料備蓄 (Strategic Food Reserves)

⁴ 出典：Indaba Agricultural Policy Research Institute 2016, 2017 Agricultural Sector Budget Analysis.

⁵ 2010-2011から2014-15の平均値。(出展：Second National Rice Development Strategy 2016-2020, Ministry of Agriculture, 2016)

⁶ 出典：Ministry of Agriculture (2014)

された教材の現場での有効性確認の回数が十分ではなく、引き続き開発した技術の検証が必要な点、②ザンビアの農家にとって有益なコメ品種の情報・技術を、試験研究を通じて整理・体系化する必要がある点、③農家が得られる市場情報は限定的なため、農家による情報アクセスを強化する必要がある点など、継続して取り組む課題が残された。

このような背景から、前フェーズ協力で開発した技術の検証と改良、普及技術の体系化と検証、および市場志向型アプローチにてザンビア国対象地域（西部州及びルアプラ州）の稲作振興を行うことを目的とする技術協力が日本政府に要請された。本プロジェクトは、前フェーズ協力の学びを活かし、C/P機関である農業省と傘下の組織が、稲作技術の開発、イネ普及の体制強化、および市場アクセスを通じたコメ農家の所得向上支援のための適切な技術指導及び助言を行うものである。

プロジェクトでは、協力開始から各種調査を実施し、イネ研究、普及体制強化、およびアグリビジネスに関する活動計画を策定した。プロジェクト活動の根幹である研究分野では、科学的なデータに基づいた技術開発を徹底すべく研究圃場の再開発、研修やOJTを通じた研究人材育成、環境別の稲作栽培技術の開発を進める方針を打ち出した。しかし、ザンビアの稲研究を担うザンビア農業研究機構（ZARI）では、高度な稲研究を実施するために必要な灌漑田が整備されておらず、研究は天水や地下水位に左右され、研究人材の育成や技術開発の遅延の原因となっていた。そこで、プロジェクトでは、研究用の圃場を整備するために、短期専門家（研究圃場整備）を投入し、栽培試験用水田の設計図作成、入札図書作成、および業者選定を行った。

本専門家の派遣の目的は、ザンビアの稲研究の拠点となる農業研究機構のマウントマクル中央試験場にて、現地施工監理業者が施工中の灌漑試験区建設工事の施工監理を行うことである。また、プロジェクトでは11月下旬から始まる雨季に合わせて栽培試験を実施することが求められており、工程管理を工夫して工事と栽培試験を両立させる工夫が期待される。

（２）「市場志向型稲作振興プロジェクト」の概要

- ① プロジェクト実施期間：2019年10月～2025年9月（6年間）
- ② プロジェクト目標：対象地域で換金作物としてのコメの生産振興が図られる。
- ③ 期待される成果：
 - 成果1 コメ生産性向上のため、栽培技術が改良される。
 - 成果2 対象地域において、技術普及を通じて稲作クラスター⁷が形成される。
 - 成果3 対象地域における稲作農家による市場へのアクセスが向上される。
- ④ 対象地域：

⁷ 稲作クラスターとは、市場アクセスを有し、一定規模の稲作（生産量と生産面積の面で）が実践されている地域のことを示すが、具体的な定義については、プロジェクトチーム内で調査・検討する。

本プロジェクトの支援対象は全国であり、本業務従事者の活動は、首都にあるZARIマウントマクル中央試験場となる。この試験場は、ルアプラ州マンサ試験場と並びザンビアの稲研究の主軸となる試験場である。

⑤ 本プロジェクトチームの人員構成

本プロジェクトはJICA直営長期専門家4名（チーフアドバイザー／稲作研修、稲作研究、業務調整／人材育成計画、業務調整2/普及）で構成される。また、協力期間中に当該専門家以外に短期専門家（稲栽培技術、アグリビジネス、社会経済調査、収穫・収穫後処理、栄養改善ベースライン調査等）の派遣を予定している。

7. 業務の内容

本業務従事者（以下、「当該専門家」）は、技術協力の仕組みや手続きなどを十分理解した上で、他の専門家およびザンビア人カウンターパートと協力し、施工工程表に沿って、現地建設会社が実施している研究用灌漑田（0.5ha）の建設工事を監理する。なお、本件圃場整備業務の発注は、JICAザンビア事務所、およびプロジェクトが行う。

本専門家の具体的な担当業務は、以下の通り。

（1） 国内準備期間（2021年10月下旬）

- ① 既存のJICA報告書、他ドナーの報告書等から概要を把握・分析する。特に、入札図書を確認し、工事内容を把握する。

本契約期間全体の業務内容を整理し、ワークプラン（案）（英文）を作成し、JICA経済開発部、JICAザンビア事務所およびプロジェクトチームへ電子データで提出する。

ワークプラン（案）では、プロジェクトチームの一員として当該専門家が求められている項目を達成するための、具体的な計画を記載すること。なお、活動サイトとなるマウントマクル中央試験場の地理的位置関係を把握の上、効率的な調査計画を策定し、明記すること。

- ② JICA経済開発部との現地業務前打合せに参加する。

（2） 現地業務期間（2021年11月上旬～2021年12月下旬の51日間）

- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P機関、JICAザンビア事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。
- ② プロジェクトチーム、C/Pと協力し、以下の業務を遂行する。なお、本専門家の現地業務時期と現地の工事開始時期の兼ね合いから、業務内容に変化が生じる可能性がある。
 - ア) 施工監督機関である農業省本省のカウンターパートと共に、業者から提出された施工計画書および工事予定地を確認し、必要な指導を行う。工事開始後に現地業務期間が開始された場合は、施工計画書を基に、施工済の施設の工程、出来形および品質を確認し、指導する。
 - イ) 工事期間中に、適宜現場巡回を実施し、品質管理、出来形管理、工程

管理および安全管理を実施する。

- ウ) 中間払い等契約金の支払いに必要な情報を施工業者と共に整理し、JICA ザンビア事務所へ報告する。
 - エ) 工事完了時に完工検査を実施し、完了検査報告書を作成し、JICA ザンビア事務所に提出する。本専門家の現地業務期間に工事が完了しない場合は、完工済の施設のみ完了検査を実施し、完了検査報告書を作成する。加えて、業者に対して未完施設の施工指導を行い、プロジェクト、C/P 機関、および JICA ザンビア事務所向けに、完工検査のチェックリストを作成・指導する。
- ③ 現地業務期間完了に際し、現地業務結果を総括した現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。並びに、現地業務結果報告書（和文）を JICA ザンビア事務所およびプロジェクトチームに提出し、最終報告を行う。現地業務結果報告書には、遂行した業務の具体的内容、業務の達成状況、課題とその対処を記載すること。
 - ④ JICA ザンビア事務所に現地業務結果報告書（英文・和文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (3) 国内整理期間（現地業務から帰国後、1週間以内を目処に3日間）
- ① 専門家業務完了報告書（和文）を用いて、JICA 経済開発部に現地業務完了報告を行う。また、専門家業務完了報告書（英文）を提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有することを目的とし、ワークプラン（案）（英文）を作成する。各現地渡航において、C/P やプロジェクトチームとの議論を深め、改訂を重ねること。C/P 機関、JICA 経済開発部、JICA ザンビア事務所へ配布する。
- (2) 現地業務結果報告書（簡易製本）
現地業務終了時に、英文と和文を作成。提出部数は以下のとおり。
 - ・ 英文：3部（C/P 機関、JICA 経済開発部、JICA ザンビア事務所へ各1部）
 - ・ 和文要約：2部（JICA 経済開発部、JICA ザンビア事務所へ各1部）
- (3) 専門家業務完了報告書（簡易製本）
英文と和文を作成し、帰国後1週間を目途に提出する。ただし、提出最終期限は2022年1月14日（金）とする。
 - ・ 英文：3部（C/P 機関、JICA 経済開発部、JICA ザンビア事務所へ各1部）
 - ・ 和文：2部（JICA 経済開発部、JICA ザンビア事務所へ各1部）なお、簡易製本と併せて、電子データも提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ルサカ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は、上記「7. 業務の内容」に記載した派遣期間の通りです。なお、現地での隔離期間はありません。

② 現地での業務体制

本プロジェクトチームの業務体制は以下の通りです。

- ア) チーフアドバイザー／稲作研修（JICA長期専門家）
- イ) 稲作研究（JICA長期専門家）
- ウ) 業務調整／人材育成計画（JICA長期専門家）
- エ) 業務調整2／普及（JICA長期専門家）

③ 便宜供与内容

本プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下の通りです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舍手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じてアレンジしますが、一部は本専門家自身が行う場合もあります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスにおける執務スペースの提供あり。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム（TEL:03-5226-8414）にて配布します。
 - ア) ザンビア国コメ普及支援プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査報告書（和文）（2019年6月）
 - イ) ザンビア国市場志向型稲作振興プロジェクト研究圃場整備専門家業務完了報告書（和文）（2021年7月）
- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配

布します。配布を希望される方は、代表アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 現地派遣業務については、新型コロナウイルス流行の状況や先方政府側の対応も踏まえて、計画通り現地業務を実施するか、国内業務に振り替えて実施するかを検討し、国内業務に振り替えて遠隔で実施することになる可能性もあります。

以上